

**令和6年度社会福祉法人山形県共同募金会天童市共同募金委員会  
歳末たすけあい募金実施要項**

**1 運動期間** 令和6年12月1日～31日（啓発活動は運動期間前から開始）

**2 山形県共同募金会天童市共同募金委員会目標額** 5,000,000円

**3 募金活動の実施方法**

**(1) 募金活動の種類**

**ア 戸別募金**

地域社会福祉協議会（以下「地域社協」という。）の協力を得て、嘱託員等へ募金の周知及び集金事務の協力依頼を行い、一世帯300円を目安に募金活動を行う。

**イ 篤志寄付金**

山形県共同募金会天童市共同募金委員会（以下「本会」という。）が、直接、個人や団体へ協力依頼を行い、募金活動を行う。

また、歳末たすけあい色紙頒布会を宝樹社と開催し、寄付金を募る。

**(2) 募金の受領方法**

戸別募金及び篤志寄付金とも直接、本会が募金を受領する。

**4 募金の配分内容**

本会が受領した募金は、山形県共同募金会（以下「県共募」という。）に全額送金する。その後、県共募が募金全額を天童市社会福祉協議会（以下「天社協」という。）に配分し、天社協が配分（事業）を行う。

**(1) 各募金の配分方法**

**ア 戸別募金**

各地域で募った募金は、それぞれの地域で募金全額を配分するため、各地域の歳末たすけあい配分委員会において配分計画を作成する。配分金の配布は、民生委員・児童委員の協力を得て年内に完了する。なお、各地域の歳末たすけあい配分委員会後に協力いただいた募金は、翌年度にそれぞれの地域で配分を行う。

**イ 篤志寄付金**

天社協が市内の福祉施設等へ配分を行う。剰余金は、県共募が翌年度の地域福祉事業費として、天社協へ配分を行う。

**5 歳末たすけあい配分委員会**

歳末たすけあい配分委員会は地域社協が組織し、配分委員は以下の団体等から選任する。なお、配分委員長は配分委員の互選により選任し、配分対象者は以下の項目から歳末たすけあい配分委員会において決定する。

**(1) 配分委員の選任団体等**

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ア 地域社協      | オ 婦人会           |
| イ 民生委員・児童委員 | カ 小学校・中学校       |
| ウ 町内会       | キ 市立公民館         |
| エ 福祉推進員連絡会  | ク その他、必要と認められる方 |

**(2) 配分対象者**

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ア 要支援世帯      | キ 一人親世帯          |
| イ 在宅の寝たきり高齢者 | ク 準要保護家庭児童・生徒    |
| ウ 単身高齢者      | ケ 災害被災世帯         |
| エ 高齢者のみの世帯   | コ 交通災害遺児         |
| オ 在宅の重度障がい者  | サ 地域社協等による地域福祉事業 |
| カ 在宅の長期療養者   | シ その他、必要と認められる世帯 |

### (3) 歳末たすけあい配分委員会日程

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| ア | 12月 4日 (水) | 13時30分～天童中部地域                           |
| イ | 12月11日 (水) | 9時30分～ 山口地域・荒谷地域<br>13時30分～ 田麦野地域・寺津地域  |
| ウ | 12月12日 (木) | 9時30分～ 成生地域・長岡地域<br>13時30分～ 天童南部地域・蔵増地域 |
| エ | 12月13日 (金) | 9時30分～ 津山地域・高掬地域<br>13時30分～ 天童北部地域・干布地域 |

### 6 趣旨の啓発方法

- (1) 市内全世帯へ「天童市社会福祉協議会だより赤い羽根特集号（10月号）」の配布
- (2) ホームページ等のWebサイトでの広報

### 7 募金実績、配分内容の公表方法

- (1) 市内全世帯へ「天童市社会福祉協議会だより（3月号）」の配布
- (2) ホームページ上での公表